

水戸市と株式会社 Nature Innovation Group による観光活性化事業に関する
協定書

水戸市（以下「甲」という。）と株式会社 Nature Innovation Group（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙との官民協働により実施する傘シェアリング事業をはじめとした観光活性化事業（以下「協働事業」という。）により、水戸市の魅力向上、観光客に対する利便性や回遊性、おもてなし力の向上を図ることを目的とする。

（協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互協力の下に協働事業を行うものとする。

- （1）観光活性化に資する傘シェアリング事業の実施に関すること。
- （2）観光施設等観光振興に資する情報発信に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、観光の活性化に資する事業に関すること。

2 前項第1号に掲げる事業は、社会実験として実施するものとし、傘シェアリングの利用状況等を踏まえた分析、検証を行うものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、適宜協議を行うものとする。

（協定の期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙が何らの申出をしないときは、本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（個別協議）

第4条 第2条中1項1号に掲げる事業における傘の貸出及び返却の場所については、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

（設備の設置並びに管理）

第5条 傘の貸出及び返却に係る設備の設置並びに設置後の管理に係る一切の件については、乙の負担及び責任において行うものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して知り得た情報を第三者に開示若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に他の当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有する。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自1通を保有する。

令和2年1月20日

甲 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市
水戸市長 高 橋 靖

乙 東京都渋谷区渋谷3丁目26番16号
第五叶ビル5F
株式会社 Nature Innovation Group
代表取締役 丸 川 照 司